

市 政 報 告

令和 7 年 6 月 11 日
第 2 回市議会定例会

令和 7 年第 2 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「本市元職員の逮捕」について申し上げます。

去る令和 7 年 4 月 14 日、午後 3 時 23 分、美唄市の元職員、本田強志 元上下水道課長補佐が、収賄の容疑で逮捕されました。

容疑の内容としましては、令和 3 年 7 月から令和 6 年 7 月までの間に、美唄市発注の一般競争入札 5 本と指名競争入札 1 本の計 6 本の工事に係る最低制限価格を、サニー設備工業株式会社の代表取締役ら 2 人に教示し、有利な取り計らいを行い、謝礼相当として、令和 6 年 11 月 1 日から 5 日までの沖縄旅行や飲食代など、約 85 万円相当の賄賂を収受したものです。

また、元職員は、逮捕の翌日となる 4 月 15 日、身柄を検察庁に送致され、留置施設内において勾留が続いていましたが、5 月 2 日、札幌地方検察庁に収賄の罪で起訴されたところでもあります。

この間、市の対応としましては、逮捕のあった 4 月 14 日、午後 6 時 10 分、私のほか特別職及び部長職による緊急会議を招集し、事件の概要について情報共有を行うとともに、モラルやコンプライアンス、適正な事務処理の確保のほか、本事件により、市民サービスに停滞を招くことのないよう、全職員に対する指導の徹底を指示したところでもあります。

続いて、同日午後 6 時 40 分には、市政記者クラブに対しプレスリリースを行うとともに、市民の皆さんに向け、市のホームページに私のコメントを掲載したほか、午後 9 時 30 分には、記者の皆さんにお集まりいただき、私から、事件の概要と私の所感について、説明をさせていただいたところでもあります。

その後、4 月 17 日には、業者に対する処分として、サニー設備工業株式会社の代表取締役ら 2 人が、4 月 14 日に贈賄の容疑で逮捕されたことから、市の指名停止基準に基づき、同社を令和 7 年 4 月 14 日から令和 9 年 4 月 13 日までの 24 か月間、「建設工事の指名停止処分」としたところです。

あわせて、サニー設備工業株式会社及び同社と代表取締役を同じくするフラワー観光バス株式会社について、同じく令和 7 年 4 月 14 日から令和 9 年 4 月 13 日までの 24 か月間、「業務委託等の指名停止処分」としたところです。

また、4 月 24 日には、今後において入札・契約制度の在り方が問われ、早急な対応が必要になるものと判断して、庁内において、副市長をトップとする「入札・契約制度検討委員会」を開催し、事件の焦点とされる最低制限価格について、現時点における運用の実態と事件の事実関係を中心に改めて共有するとともに、今後、事件の詳細が判明され次第、再発防止策の調査・検討など、不正行為の排除

の徹底を図るため、必要な対応をしっかりと進めていくことを確認したところであります。

今後の見通しにつきましては、逮捕以降、警察からの事件詳細に関する情報提供が皆無であるため、現時点において具体的にお示しすることができませんが、引き続き、警察に全面的に協力していくとともに、事実関係の把握に努め、詳細が判明され次第、法令に基づき厳正に対処してまいりたいと考えております。

本市の入札・契約事務において、このような事件が発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることについて、大きな危機感を持つとともに、対策が必要だと考えております。

私自身も大変大きなショックを受けており、市民の皆さんの信頼を失墜させることになってしまったことは、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後、詳細が分かり次第、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るため、入札・契約事務にかかる問題点を調査・検討するとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、モラルやコンプライアンスの保持と向上など早急に検討し、職員と一丸となって、市政の信頼回復に努めてまいります。

つぎに、「令和6年度各会計決算概要」について申し上げます。

各会計のうち、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。その概要は、別紙のとおりであります。

一般会計におきましては、特別交付税やふるさと納税寄附金が現計予算額を下回ったこと等により生ずる歳入不足を補填するため、3月31日に財政調整基金を取り崩しましたが、歳出において効率的な事務執行により不用額が生じたことなどから、最終的には、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支で4億126万9,639円の黒字決算となりました。

今後におきましても、持続可能な行財政運営に向けて、より一層取り組んでまいります。

つぎに、「訴状の送達」について申し上げます。

去る令和7年3月19日、札幌地方裁判所から、令和5年10月18日に市道産化美唄線で発生した大型貨物自動車の路外転落事故において、本件市道の設置管理に瑕疵があるとして、当該大型貨物自動車を所有する市外の民間企業が原告となり、美唄市を被告として、3,681万9,662円の損害賠償を求める訴状の送達がありました。

今後については、本市が加入している道路賠償責任保険により措置される代理人弁護士をとおして対応してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

